

平成 19 年 2 月 26 日

協力企業作業員の負傷に関する調査結果について

平成 19 年 2 月 8 日、当所 1 号機タービン建屋大物搬入口付近の屋外において、脚立にのぼりフェンスの取り外し作業を実施していた協力企業作業員が、取り外していたフェンスが倒れたため、脚立から落下・転倒し、頭部を負傷しました。このため、救急車にて病院へ搬送しました。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

([平成 19 年 2 月 8 日お知らせ済み](#))

診察の結果、「頭部打撲、頭皮裂傷、右上腕打撲、左下腿打撲」と診断され、約 1 週間の通院加療となりました。

調査の結果、当該作業は重量物運搬に伴う簡易な準備作業であったため作業の手順が明確にされておらず、通常の手順とは異なる手順で作業していたこと、および、上部ボルト取り外し中に、あらかじめ緩めていた下部ボルトが外れたためフェンスが倒れましたが、当該フェンスに安全帯を掛けていたことから、フェンスとともに当該作業員が転倒したことがわかりました。

対策として、フェンス取り外し作業の手順を明確にするとともに、取り外す対象物には安全帯を掛けないよう徹底いたします。

また、今後この作業に従事する作業員に今回の事例を周知し、再発防止に努めてまいります。

以 上